



【発信日】令和4年4月25日

【問い合わせ先】

結とぴあ（1階 1番窓口）

健幸福祉部 福祉課 笠松、井部

電話 0779-64-5142

0779-66-1111 内線 4151

成年後見制度の相談は「結はあと」へ

～高齢の方や障がいのある方の財産や権利を守り、

地域で安心して自分らしく暮らせるまちを目指して～

成年後見制度の利用促進に向け、中心的な役割を担う「中核機関」を整備しました。

記

1 中核機関

生活あんしんセンター「結はあと」（大野市社会福祉協議会内）

所在地：大野市天神町1番19号 結とぴあ 1階 福祉・保健事務室 3番窓口

TEL：65-8773 FAX：66-0294

受付時間：月曜日から金曜日（祝日を除く） 午前8時30分から午後5時まで

2 利用対象

高齢の方や障がいのある方で、財産管理や権利擁護などの支援を必要としている方

※成年後見制度について知りたい方も気軽にお問い合わせください。

3 事業内容

(1) 広報

成年後見制度の広報や理解の促進、相談窓口の広報周知

(2) 相談

相談専門員による窓口や電話、訪問などによる制度利用等の相談対応

顧問弁護士による相談専門員への法的助言

弁護士など専門職による相談機会の提供

(3) 成年後見制度の利用促進

裁判所への申立て手続きの支援

4 背景

国は、平成28年施行の成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、平成29年に策定した成年後見制度利用促進基本計画において、制度の利用促進や関係機関との調整の中心的な役割を担う中核機関を整備するよう各市町村に求めており、また、大野市内においても、高齢化や障がいの重度化に伴い判断能力が十分でない方が増加傾向にあることから、市社会福祉協議会へ中核機関の業務を委託することとした。